

平成30年6月8日

## 年金の在職支給停止に伴う支給額の誤りについて

2以上の実施機関から年金を受けている方の在職老齢年金について、一部の年金受給者の方について年金支払額が誤っていることが判明しました。

対象となる年金受給者の方には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。なお、対象となる年金受給者の方には、既に事情を説明したお詫びの通知を送付しています。

### 1. 概要

被用者年金制度の一元化により、2以上の実施機関から年金を受けている方の在職老齢年金支給停止については、年金額を合算して計算することになりました。

この新しい在職老齢年金支給停止の仕組みへの移行に当たっては、年金支給額が著しく変動しないよう、配慮措置が設けられています。

この度、この配慮措置の対象者の一部の方について、地方公務員共済組合（公立学校共済組合を除く。以下同じ。）が作成した当該配慮措置の計算に必要な情報が正しく作成されていなかったため、これらの方の地方公務員共済組合が支給する年金、日本年金機構が支給する年金及び日本私立学校振興・共済事業団が支給する年金について、正しい在職老齢年金の計算が行われず、誤った年金額が支給されているという事象が判明しました。

### 2. 原因

当連合会及び地方公務員共済組合で当該配慮措置の計算に必要な情報を作成する際において、システム不備又は配慮措置のための情報の入力不備のため、情報が正しく作成されていなかったこと、及び、この誤った情報が日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に提供されていたことが原因です。

### 3. 影響

各地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会のホームページをご参照ください。

### 4. 対応

(1) 誤りのあった情報システムについては当連合会で既に修正を行うとともに、配慮措置のための情報入力漏れを解消したうえで、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に対して正しい情報を提供しました。

(2) これにより、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団では、正しい情報に基づき、あらためて支給額の計算及び支給等の処理を行い、それぞれの年金の支払い等で調整をしていただくようお願いをしております。

また、各地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会の年金額についても、平成30年6月以降の年金の支払い等で調整をしていただくようお願いをしております。

(3) 今回の事象を分析して、事故防止策として確認作業等をさらに徹底していくこととします。

《問い合わせ先》

地方公務員共済組合連合会 年金課

電話 03-3470-9717